

様式44

令和4年 9月27日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県四日市市高角町734番地1

医療法人 健侑会

理事長 竹中 巧

電話 059 (326) 6666



決 算 届

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年 7月 1日 至 令和4年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 健侑会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市高角町734番地1
- (3) 設立認可年月日 平成 1年12月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年12月26日
- (5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	四日市インタークリニック	三重県四日市市高角町734番地1	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
 該当事項ありません。
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
 該当事項ありません。
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和 3年 8月25日 前年度決算の決定
 令和 4年 6月29日 次年度の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設 以下、省略。

様式 2

法人名 医療法人 健侑会

※医療法人整理番号 D34

所在地 三重県四日市市高角町734番地の1

財 産 目 録

(令和 4年 6月30日現在)

1. 資	産	額	234,731 千円
2. 負	債	額	8,887 千円
3. 純	資	産 額	225,843 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	87,705
B 固 定 資 産	147,025
C 資 産 合 計 (A+B)	234,731
D 負 債 合 計	8,887
E 純 資 産 (C-D)	225,843

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 健侑会

※医療法人整理番号 034

所在地 三重県四日市市高角町734番地の1

貸借対照表

(令和 4年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	87,705	I 流動負債	8,887
II 固定資産	147,025	II 固定負債	0
1 有形固定資産	59,677	負債合計	8,887
2 無形固定資産	8,839	純資産の部	
3 その他の資産	78,508	科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	217,843
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	225,843
資産合計	234,731	負債・純資産合計	234,731

法人名 医療法人 健侑会

※医療法人整理番号 034

所在地 三重県四日市市高角町734番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	193,208
2 事業費用	195,510
本来業務事業損失	2,301
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,301
II 事業外収益	2,540
III 事業外費用	29
経常利益	209
IV 特別利益	14
V 特別損失	0
税引前当期純利益	224
法人税等	72
当期純利益	152

様式5

監事監査報告書

医療法人 健侑会

理事長 竹中 巧 殿

私は、医療法人 健侑会 の令和3会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び開設する診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 8 月 26 日
医療法人 健侑会

監 事

竹中 悠 翔

